

生食発1121第1号
平成28年11月21日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長
(公 印 省 略)

「対タイ輸出牛肉の取扱いについて」の一部改正について

我が国からタイ向けに輸出する牛肉については、「対タイ輸出牛肉の取扱いについて」（平成21年10月30日付け食安発1030第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）により取り扱っているところですが、今般、タイにおいて牛由来製品のBSEリスクに関する規則の見直しが行われ、これまで我が国からタイに輸出する牛肉に適用されていた月齢制限等が撤廃されたことを受け、下記の趣旨により、同通知の別紙「対タイ輸出牛肉の取扱要領」（以下「取扱要領」という。）を別添新旧対照表のとおり改正することとし、本年11月28日以降に認定と畜場においてとさつされる牛に適用することとしましたので、御了知の上、関係事業者に対して周知いただくとともに、当該要領に基づく運用について遺漏なきようご配慮方お願いします。

記

1. 取扱要領の別紙様式3の証明事項から、牛の月齢の制限及び特定部位の除去に関する条件を削除し、以下の条件を加える。
 - (1) 平成13年11月1日以降に日本において生まれ、飼養された牛由来であること
 - (2) と畜検査に合格し、BSEに感染していない又はその疑いがないと診断された牛由来であること
 - (3) 回腸遠位部を含まないこと
2. 取扱要領の3を「対タイ輸出牛肉の要件」に改め、別紙様式3の証明事項を記載する。